

令和 2 年 9 月 2 9 日

各 位



松山市資産税課

新型コロナウイルス感染症の影響により、
事業収入が減少している中小事業者等の皆さんへ

令和 3 年度の固定資産税（償却資産・事業用家屋）の軽減について

初秋の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、松山市の税務行政にご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、先の国会で税制関連法案が成立し、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対しまして償却資産や事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置が講じられることになりました。

この度、制度概要のチラシを同封させていただきましたので、会員の皆様へ周知のほどよろしくお願ひいたします。

要件に該当する場合には、松山市へ申告する前に経営革新等支援機関等に事業収入減少等の確認が必要になります。

なお、今回、タウンページで関連があると思われる組合・団体様に送付させていただきましたが、本件と関連がない場合は、お詫び申し上げますとともに、誠にお手数ですが、廃棄していただきますようお願いいたします。

記

添付書類

- ・松山市からのお知らせ 1部

詳細は松山市ホームページまで で検索！

中小事業者等について（性風俗関連特殊営業を除く、すべての業種）

法人の場合

- ・資本金又は出資金の額が 1 億円以下の法人（※）
 - ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ※次の法人は、資本金が 1 億円以下でも対象とはなりません。

1. 同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上を所有されている法人
2. 2 以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を所有されている法人

個人の場合

- ・常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

お問い合わせ先

松山市資産税課

電話番号：（089）948－6321（直通）

松山市からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した
中小事業者等に対して令和3年度の固定資産税の軽減措置があります。

軽減措置を受けるには、市へ申告する前に認定経営革新等支援機関等（裏面参照）による
事業収入（売上高）の減少等の確認が必要です。

1. 軽減対象：中小事業者等（裏面参照）が所有する事業用家屋（併用住宅の場合は事業用
部分のみ）及び償却資産の固定資産税

事業用家屋は、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定する所得の計算上の
損金又は必要な経費に算入されるものに限りです。

2. 軽減年度：令和3年度のみ（令和3年1月1日時点で所有）

3. 軽減要件・対象業種：すべての業種が対象（性風俗関連特殊営業は除く）

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間 の事業収入合計が前年の同期間と比べて	軽減率
50%以上減少	全額
30%以上 50%未満	2分の1

※1社の中小事業者等が行う全ての事業収入（事業単位での申告はできません）

4. 申告期間：令和3年1月4日（月）～2月1日（月）（消印有効）まで

※感染症予防のため、郵送での申告にご協力ください。

5. 提出先：提出書類は裏面参照

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市資産税課



松山市 HP

申告書は松山市ホームページからダウンロードできます。（両面印刷して使用）

松山市 固定資産税 コロナで検索！

松山市への申告は、松山市に所在する事業用家屋、償却資産のみです。

松山市以外に軽減対象の固定資産税がある場合は、各市町村に申告をお願いします。

（申告書の様式は各市町村が決定しています。申告する各市町村にお問い合わせください。）

詳細（Q&A集など）は中小企業庁のホームページを
ご参照ください。



裏面続く

中小企業庁 HP

問い合わせ先

松山市資産税課（本館2階）

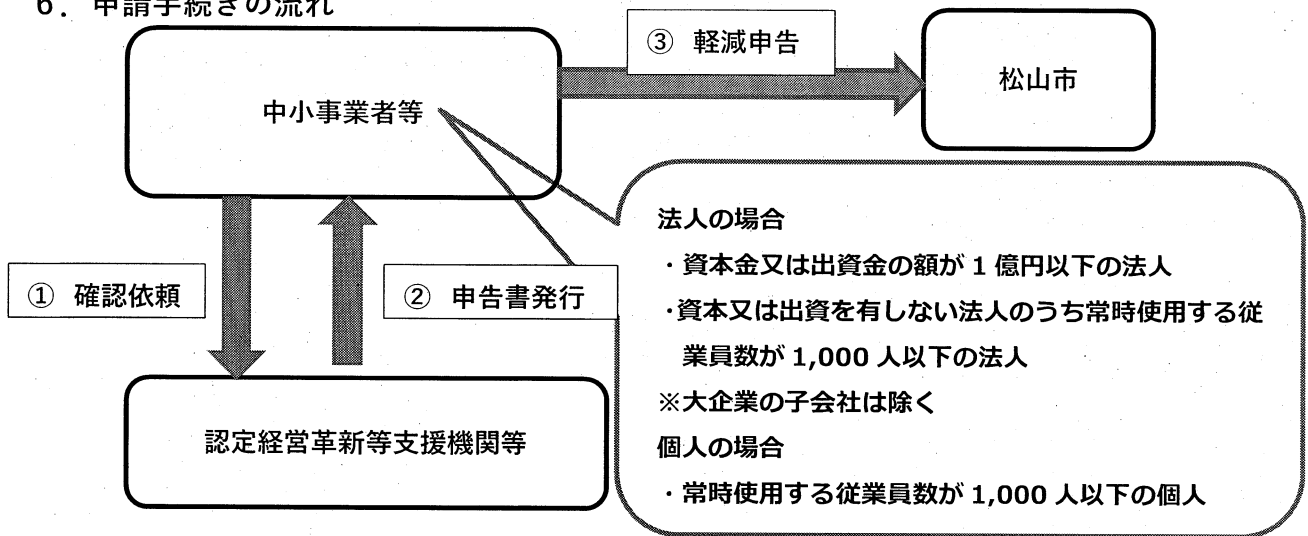
家屋・軽減に関すること

電話：（089）948-6321

償却資産に関すること

電話：（089）948-6309

6. 申請手続きの流れ



認定経営革新等支援機関等の一覧（令和2年7月16日時点）

(1) 認定経営革新等支援機関

国の認定を受けた税理士、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、金融機関（銀行、信用金庫等）等

(2) 認定経営革新等支援機関に準ずるもの

都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会

(3) 帳簿の記載事項を確認する能力があって、確認書の発行を希望する者

認定経営革新等支援機関の認定を受けていない税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、青色申告会連合会、青色申告会など

① 認定経営革新等支援機関等への確認依頼 ② 申告書発行

【全ての事業者が必要な提出書類】

(1) 申告書（認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの）

※認定経営革新等支援機関等には令和2年度の固定資産税納税通知書（コピー可）を提出

(2) 収入減を証する書類

会計帳簿や所得税青色申告決算書、法人事業概況説明書の写しなど

(3) 特例対象家屋の事業用割合を示す書類

所得税青色申告決算書または収支内訳書、法人税申告書 別表16の写しなど
（令和2年中に取得した事業用家屋は平面図など事業用床面積が分かる資料）



国土交通省 HP

【場合によって提出が必要となる書類】

(4) 収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類

※3カ月分の賃料を、それぞれの賃料の支払期限から3カ月以上猶予していることが必要です。

詳細は国土交通省のホームページの別添5（賃料支払いを猶予したことを証する書面 参考様式）、別添6（賃料を猶予した場合の固定資産税等減免措置の要件について）をご参照ください。

(5) 令和3年度 償却資産申告書

償却資産がある場合は、例年同様の償却資産申告書をあわせて添付してください。

③ 松山市への軽減申告

認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書（原本）に加えて、同機関に提出した書類と同じもの（コピー可）を提出してください。

※申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、地方税法に基づき、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる場合があります。